

(様式例第11)

番号  
令和3年9月15日

埼玉県知事 大野 元裕 殿

住 所 埼玉県北本市荒井6丁目100番地  
申請者  
氏 名 病院長 佐藤 之俊

北里大学メディカルセンターの地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和2年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒108-8641 東京都港区白金5丁目9番地1号
氏名	学校法人北里研究所 理事長 小林 弘祐

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

学校法人北里研究所 北里大学メディカルセンター
-------------------------

3 所在の場所

〒364-8501 埼玉県北本市荒井6丁目100番地 電話 (048) 593-1212
---

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	床	床	床	372床	372床

## 5 施設の構造設備

施設名	設備概要 鉄筋コンクリート造 一部鉄筋造
集中治療室	(主な設備) 病床数 6 床
生化学検査室	(主な設備) DxH800 (血算検査)、US-3000Rplus (尿定性検査)、BM6050 (生化学検査) ルミパルスG1200・アキテクトi-2000 (免疫検査) 他
細菌検査室	(主な設備) 蛍光顕微鏡、Walk Away (自動細菌検査機)、インキュベーター CO2インキュベーター、安全キャビネット、PCR 他
病理検査室	(主な設備) 蛍光顕微鏡、電子顕微鏡、自動包埋装置、自動染色装置 他
病理解剖室	(主な設備) 解剖台、解剖用吸引装置 他
研究室	(主な設備) リアルタイムPCR、FACS (セルソーター)、マイクロポンプ装置 他
講義室	室数 6 室 収容定員 300 人
図書室	室数 1 室 蔵所数 680 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 32.4 m <sup>2</sup>

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	82.8%	算定期間	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日
地域医療支援病院逆紹介率	67.1%		
算出根拠	A : 紹介患者の数		7,636人
	B : 初診患者の数		9,221人
	C : 逆紹介患者の数		6,186人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

※ 別紙参照

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	6 床
専用病床	2 床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急外来	449.0 m <sup>2</sup>	(主な設備) 除細動器、心電図、医療用テレメータ ー、呼吸循環監視装置、人工呼吸器、エ コー	可
2N病棟	605.5 m <sup>2</sup>	(主な設備) 救急蘇生装置(気管内挿管セット、人工 呼吸装置等)、除細動器、ペースメーカ ー、心電計、呼吸循環監視装置	可
第1放射線科	627.1 m <sup>2</sup>	(主な設備) CT、MRI、一般造影、一般撮影、 血管造影	可
第2放射線科	204.5 m <sup>2</sup>	(主な設備) 一般撮影、CT	可
内視鏡室	178.7 m <sup>2</sup>	(主な設備) 一般内視鏡、患者監視装置、X線TV装 置、気管支ファイバー、ビデオスコープ	可
中央手術室	801.4 m <sup>2</sup>	(主な設備) 全6室(大手術室2、中手術室2、無菌手 術室1、外来手術室1)、一般手術機器、 麻酔器、呼吸循環監視装置、腹腔鏡、関 節鏡、泌尿器・耳鼻咽喉科領域の内視鏡 下手術機器、超音波手術装置、レーザー 手術装置、放射線イメージ装置、手術用 顕微鏡等	救急時、必要に応 じて可

4 備考

- ・成人輪番日は内科系医師・外科系医師が常駐している。
- ・小児科輪番日は小児科医師が常駐している。
- ・産婦人科医師は常駐している。
- ・救急医療指定機関

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。  
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

#### 5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	2,523人 (1,140人)
上記以外の救急患者の数	2,891人 (706人)
合計	5,414人 (1,846人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

#### 6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

- ・共同利用を行った医療機関の延べ数 1,031施設  
(これらのうち開設者と直接関係ない医療機関の延べ数 1,031施設)
- ・開放型病床 病床利用率 36.7%  
共同指導回数 11回
- ・共同利用の実績 放射線 CT 498件、MRI 380件、RI 60件、放射線科治療 32件、  
上部内視鏡 49件、DXA 1件 合計 1,020件

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

- ・開放型病床 5床
- ・医療機器 CT、MRI、RI、DXA、放射線科治療、上部内視鏡
- ・施設利用 図書室、研修室、会議室等

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 有・無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名：  
職 種：事務職

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

※ 別紙参照

常時共同利用可能な病床数	5 床
--------------	-----

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

※ 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から、地域医療従事者研修を休止とした。

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	0 回
(2) (1) の合計研修者数	0人 (うち当該病院以外の研修者数 0人)

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

ア 研修プログラムの有無  有  無

イ 研修委員会設置の有無  有  無

ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験数	特記事項
	医師	外科	副院長	30 年	
	医師	腎臓内科	部長、臨床研修センター長	30 年	教育責任者
	看護職		副部長	37 年	教育委員会副委員長
	看護職		係長	23 年	
	看護職		師長	30 年	医療安全管理室
	看護職		係長	27 年	感染管理室係長
	医務職		技師長	36 年	
	医務職		副部長	38 年	
	医務職		係長	21 年	
	医務職		係長	24 年	
	医務職		主任	15 年	
	医務職		係長	17 年	
	研究職		室長補佐	16 年	
	事務職		係長	年	
	事務職		係長	年	
	事務職			年	教育委員会事務局

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

#### 4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
AB会議室	166.6㎡	(主な設備) マイク設備、机、イス
北6研修室	121.6㎡	(主な設備) マイク設備、机、イス
北2研修室	58.8㎡	(主な設備) TVモニタ、机、イス
E会議室	84.7㎡	(主な設備) マイク設備、スクリーン、机、イス
教育研修室1	36.0㎡	(主な設備) 机、イス
教育研修室3	25.5㎡	(主な設備) 医学用教育シミュレーター、机、イス
大村記念館講堂	363.0㎡	(主な設備) マイク設備、スクリーン、机、イス



(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課</li> <li>・看護部</li> <li>・診療情報管理課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院日誌は紙ファイルにて保管</li> <li>・電子カルテ</li> <li>・紙カルテはターミナルデジット</li> </ul>
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療福祉支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度別、月別で電子媒体保存</li> </ul>
	救急医療の提供の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度別、月別で電子媒体保存</li> </ul>
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療福祉支援センター</li> <li>・人事課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度別で電子媒体保存（一部紙ファイル）</li> </ul>
	閲覧実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療情報管理課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度別、紙ファイルで保管</li> </ul>
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療福祉支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度別、月別で電子媒体保存</li> </ul>

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	主に医事課応接室、医療福祉支援センター相談室
閲覧の手続の概要	診療に関する諸記録は、診療録等の開示申請書を診療情報管理課に提出する。

前年度の総閲覧件数		33 件
閲覧者別	医師	件
	歯科医師	件
	地方公共団体	1 件
	その他	32 件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	3 回	
委員会における議論の概要		
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 近隣医療機関からのご意見（ご意見箱の設置）について</li><li>2. 地域医療支援病院実績報告について （紹介・逆紹介実績、救急搬送受入れ実績、当日紹介患者応需実績、共同利用検査実績）</li><li>3. 二次救急輪番制の諸課題について</li><li>4. 意見交換</li></ol>		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績 (2020年度)

患者相談を行う場所	医療福祉支援センター前の第5相談室
主として患者相談を行った者	社会福祉士 : 看護師 :
患者相談件数	510件
患者相談の概要	
<p>① 2020年度は、週1回開催の「患者支援に係る取り組み評価カンファレンス」に加え、各部署から選出された患者相談担当者が集まり「患者相談窓口担当者ミーティング」を4月より開催し、今年度は4回開催した。</p> <p>患者相談窓口は、医療福祉支援センター社会福祉士2名（うち1名医事課係長）、看護師が1名の合計3名で主に担当した。必要時には各部署の担当者と共に対応した。</p> <p>患者相談は510件あり、うち入院中の患者・家族からの相談が135件、外来通院中の患者・家族からの相談が436件であった。</p> <p>苦情（クレーム）は37件あり、相談内容により各部署の相談窓口担当者の協力を得て対応した。</p> <p>② 虐待予防取り組みチーム（FASTKMC）の活動</p> <p>「特定妊婦チーム」は、産科医師、精神科医師、助産師、小児救急看護師、社会福祉士が、カンファレンスを概ね2カ月に1回開催している。なお、支援が必要な場合は、該当地域の保健センターへ47件の情報提供をしている。</p> <p>また、「小児科チーム」は、14件の情報提供を行った。</p> <p>③ 各部署の患者相談窓口の担当者を以下に定めた。</p> <p>医師、医療安全管理室、看護師、薬剤師、管理栄養士、 臨床検査技師、理学療法士、放射線技師、医事課、 医療福祉支援センター</p>	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20) その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有 無
(評価を行った機関名、評価を受けた時期) 財団法人日本医療機能評価機構実施の病院機能評価Ver5.0を受審し、2008年6月16日に初回認定された。2回目はVer. 6.0を2013年8月2日に認定された。3回目は3rdG:Ver. 1.1を2018年6月1日に認定された。	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有 無
(情報発信の方法、内容等の概要) ・ 年刊 : 診療案内 (冊子)、病院年報 (冊子) ・ 季刊 : 広報誌 (冊子) ・ 月刊 : 外来診療担当表、診療科の休診予定日及び医師の転入出一覧、日当直予定表 ・ 病院ホームページ ・ 北足立郡市医師会メーリングシステム	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有 無
(退院調整部門の概要) 医療福祉支援センター内に退院支援部門を設置し、看護師、ソーシャルワーカーで退院調整を実施。	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有 無
(策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容) 埼玉県医師会作成の埼玉県脳卒中地域連携パスに倣い、脳卒中地域連携パスを策定している。当院は計画管理病院となり2段階目の希望病院・平成の森川島病院と連携している。 なお、現在、大腿骨頸部骨折パスを調整中。	

## (様式例第13)救急医療を提供する能力を有することを証する書類

## 1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 総合内科
2	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
3	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 脳神経内科
4	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
5	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
6	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
7	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 消化器内科
8	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
9	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
10	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
11	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
12	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
13	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
14	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
15	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 循環器内科
16	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
17	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
18	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
19	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 腎臓内科
20	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
21	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
22	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 内分泌代謝内科
23	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
24	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
25	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
26	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 リウマチ膠原病内科
27	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 外科
28	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
29	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
30	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
31	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
32	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
33	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
34	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
35	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 整形外科
36	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "
37	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00 "

## (様式例第13)救急医療を提供する能力を有することを証する書類

## 1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考	
38	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	整形外科
39	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
40	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	形成外科
41	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
42	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	脳神経外科
43	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
44	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
45	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
46	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	泌尿器科
47	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
48	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
49	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
50	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	眼科
51	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
52	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	耳鼻咽喉科
53	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
54	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
55	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
56	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	小児科
57	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
58	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
59	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
60	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	産婦人科
61	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
62	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
63	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
64	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
65	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	精神科
66	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	放射線科
67	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	病理診断科
68	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	リハビリテーション科
69	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	健康管理センター
70	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
71	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	麻酔科
72	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
73	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"
74	医師	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	"

(様式例第13)救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

		氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
75	医師		常勤 非常勤 専従 非常勤	8:30~17:00	初期臨床研修医
76	医師		常勤 非常勤 専従 非常勤	8:30~17:00	"
77	医師		常勤 非常勤 専従 非常勤	8:30~17:00	"
78	医師		常勤 非常勤 専従 非常勤	8:30~17:00	"
79	医師		常勤 非常勤 専従 非常勤	8:30~17:00	"
80	医師		常勤 非常勤 専従 非常勤	8:30~17:00	"
81	医師		常勤 非常勤 専従 非常勤	8:30~17:00	"
82	医師		常勤 非常勤 専従 非常勤	8:30~17:00	"
83	医師		常勤 非常勤 専従 非常勤	8:30~17:00	"
84	医師		常勤 非常勤 専従 非常勤	8:30~17:00	"
85	医師		常勤 非常勤 専従 非常勤	8:30~17:00	"
86	医師		常勤 非常勤 専従 非常勤	8:30~17:00	"



(様式例第14)地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類  
 4 登録医療機関の名簿

	施設名	院長名	住 所	主たる診療科
1	大友外科整形外科		埼玉県北本市本町6-284	外科・整形外科・リハビリテーション科・皮膚科
2	北本中央クリニック		埼玉県北本市本町6-232	内科
3	いなぎentクリニック		埼玉県北本市本町4-20-1	耳鼻咽喉科・気管食道科・アレルギー科・形成外科・放射線科
4	林田内科医院		埼玉県北本市本宿7-67-3	内科・小児科・循環器科
5	南福音診療所		埼玉県北本市北本宿161-4	
6	よしだ整形外科内科		埼玉県北本市北本3-34	整形外科・内科・皮膚科
7	北本第一クリニック		埼玉県北本市北本2-185	内科・胃腸科・人工透析
8	北本駅東口クリニック		埼玉県北本市北本1-81 ASAMIビル2F	内科・呼吸器内科・循環器内科・糖尿病内科・皮膚科
9	北本整形外科		埼玉県北本市北本1-333-ホーレト北本駅前1階	整形外科
10	遠井医院		埼玉県北本市北本1-140	内科・循環器科・小児科・麻酔科
11	天地クリニック		埼玉県北本市二ツ家4-47-4	胃腸科・内科・小児科
12	さとうクリニック		埼玉県北本市二ツ家1-374-125A	内科・消化器科・小児科
13	橋原医院		埼玉県北本市東間7-242	内科・胃腸科・肛門科
14	伊藤クリニック		埼玉県北本市朝日2-304-1	胃腸科・内科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科
15	鈴木医院		埼玉県北本市中丸8-257	内科・小児科
16	北本共立診療所		埼玉県北本市中丸5-6-8	内科・消化器科
17	ひらお内科クリニック		埼玉県北本市中央3-71-4	内科・心療内科
18	さくら歯科医院		埼玉県北本市中央2-90ウチダアネックス2000 2階	歯科
19	けやきクリニック		埼玉県北本市中央2-89むさしのビル3F	皮膚科・泌尿器科
20	山本内科医院		埼玉県北本市中央1-154	内科・糖尿病内科
21	桃泉園 北本病院		埼玉県北本市深井5-66	泌尿器科・内科
22	大久保医院		埼玉県北本市山中1-52	内科
23	深井小児科内科医院		埼玉県北本市荒井1-95	小児科・内科
24	安里医院		埼玉県北本市宮内3-1	内科・小児科
25	藤倉医院		埼玉県北本市宮内1-212	内科・外科・循環器・消化器科
26	さくらこどもとおとな診療所		埼玉県北本市栄7-1-27-102	小児科・内科・循環器科
27	矢澤クリニック北本		埼玉県北本市北本1-107-1F	在宅医療
28	みなみのメディカルクリニック		埼玉県北足立郡伊奈町栄5-255	内科・消化器内科
29	内田クリニック		埼玉県北足立郡伊奈町内宿台5-4	外科・内科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・肛門科
30	今成医院		埼玉県北足立郡伊奈町小室2469-2	内科・外科・胃腸科・肛門科・整形外科・リハビリテーション科
31	木村クリニック		埼玉県北足立郡伊奈町小室10051-1	内科・診療内科・脳神経外科
32	石くぼ医院		埼玉県北足立郡伊奈町学園2-187	内科・消化器内科
33	こうのす共生病院		埼玉県鴻巣市本町6-5-18	外科・内科・消化器科・肛門科・整形外科・眼科・皮膚科・泌尿器科
34	河野小児科医院		埼玉県鴻巣市本町5-5-27	小児科・内科・アレルギー科
35	中村医院		埼玉県鴻巣市本町4-7-19	内科・外科・消化器科・循環器科
36	山口内科クリニック		埼玉県鴻巣市本町4-1-11	内科・神経内科
37	サンビレッジクリニック鴻巣		埼玉県鴻巣市本町3-5-21	内科・呼吸器科・循環器科・消化器科・アレルギー科
38	たけうちクリニック		埼玉県鴻巣市本町2-1-7 広総業ビル1F	外科・内科・消化器内科・消化器外科・乳腺外科
39	埼玉県済生会鴻巣病院		埼玉県鴻巣市八幡田849	精神科・内科
40	神谷クリニック		埼玉県鴻巣市東3-5-24	診療内科・精神科

(様式例第14)地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類  
4 登録医療機関の名簿

	施設名	院長名	住 所	主たる診療科
41	平野産婦人科医院		埼玉県鴻巣市筑波2-7-1	産婦人科
42	鴻巣第一クリニック		埼玉県鴻巣市大字大間776-1	内科・腎臓内科
43	鴻巣外科胃腸科		埼玉県鴻巣市大字鴻巣1195-1	外科・消化器外科・内科・消化器内科・肛門科・整形外科・皮膚科・泌尿器科
44	星野医院		埼玉県鴻巣市生出塚1-22-5	整形外科・内科・外科
45	山崎医院		埼玉県鴻巣市吹上本町1-2-21	小児科・内科
46	吹上共立診療所		埼玉県鴻巣市吹上富士見3-1-19	循環器内科・一般内科
47	ひまわりこどもクリニック		埼玉県鴻巣市人形4-6-25-2F	小児科
48	高橋胃腸科医院		埼玉県鴻巣市人形3-1-19	胃腸科・外科・内科・整形外科・皮膚科
49	鴻巣血管外科クリニック		埼玉県鴻巣市神明2-1-6	血管外科
50	佐野医院		埼玉県鴻巣市小松1-3-29	内科・外科
51	山田ハートクリニック		埼玉県鴻巣市鴻巣325-2	内科・循環器科
52	相原医院		埼玉県鴻巣市関新田190-1	内科・小児科
53	坪山整形外科		埼玉県鴻巣市鎌塚520-1	整形外科・リウマチ科
54	小室クリニック		埼玉県鴻巣市加美1-3-48	整形外科・内科
55	鴻北クリニック		埼玉県鴻巣市愛の町441 丸和MCビル2F	整形外科・内科・消化器科・リハビリテーション科
56	岡田整形外科		埼玉県桶川市北2-2-1	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科
57	小島医院		埼玉県桶川市東1-2-17	内科・小児科
58	ベニバナ眼科クリニック		埼玉県桶川市都市計画事業下日出谷東特定土地区画整理事業地内42街区1画区地ベニバナパーク桶川1F	眼科
59	朝日内科歯科医院		埼玉県桶川市朝日3-14-10	内科・小児科・消化器内科
60	鈴木内科医院		埼玉県桶川市大字川田谷5828-1	内科・小児科・皮膚科
61	おかもと腎クリニック		埼玉県桶川市泉2-19-50 東急桶川ビルレジ	内科・透析内科
62	川田谷クリニック		埼玉県桶川市川田谷3560-2	内科・外科・胃腸科
63	桶川腎クリニック		埼玉県桶川市上日出谷644-1	内科(人工透析)
64	上日出谷植原整形外科		埼玉県桶川市上日出谷1167-1	整形外科
65	蔵田医院		埼玉県桶川市寿1-3-8	内科・小児科・糖尿病代謝内分泌・循環器科
66	府川医院		埼玉県桶川市若宮2-3-21	耳鼻咽喉科・アレルギー科
67	桶川中央クリニック		埼玉県桶川市若宮2-2-22	内科・小児科・消化器内科・胃腸内科・内視鏡内科
68	渡辺医院		埼玉県桶川市若宮1-6-39	内科・小児科
69	桶川みらいクリニック		埼玉県桶川市若宮1-5-2ハトリア桶川4F	内科・整形外科
70	桶川K.Nクリニック		埼玉県桶川市若宮1-1-7-2F	整形外科・麻酔科(ハイン)・外科・皮膚科・脳神経外科・リハビリ科
71	豊田医院		埼玉県桶川市坂田東3-26-13	内科・小児科・胃腸科・循環器内科
72	埼玉県央病院		埼玉県桶川市坂田1726	内・外・整・脳外・泌・乳外・皮・腎内
73	大野整形外科		埼玉県桶川市坂田1514	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科
74	栗原クリニック		埼玉県桶川市鴨川2-8-4	内科・循環器内科・小児科
75	桶川日出谷診療所		埼玉県桶川市下日出谷西3-3-4	脳神経外科・外科・整形外科・形成外科・皮膚科・リハビリテーション科
76	いけだファミリークリニック桶川		埼玉県桶川市坂田東2-3-1フレスポ桶川	内科・小児科
77	村田内科胃腸科医院		埼玉県上尾市浅間台4-3-6	内科・胃腸科
78	幹クリニック		埼玉県上尾市上平中央1丁目19番地10	内科・放射線科・麻酔科・緩和ケア科
79	あげお本町クリニック		埼玉県上尾市本町6-12-33	内科・外科・消化器内科
80	こぐち内科呼吸器クリニック		埼玉県上尾市壱丁目37-10	内科・呼吸器内科・アレルギー科

# 北里大学メディカルセンター 共同利用登録医制度運営規程

平成 27 年 1 月 22 日制定

平成 28 年 2 月 18 日改正

平成 29 年 2 月 16 日改正

（目的）

第 1 条 この規程は、北里大学メディカルセンター（以下「KMC」という。）の施設又は医療設備をKMCの属する二次医療圏（以下「地域」という。）の医療従事者の診療研究、研修のために開放し、地域の医療従事者の相互研鑽を図ることを目的とする。

（共同利用登録医制度）

第 2 条 共同利用登録医制度（以下「登録医制度」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開放型病床利用型制度
- (2) 医療機器利用型制度
- (3) 施設利用型制度

（登録医制度を利用する医師等の順守事項）

第 3 条 登録医制度を利用する登録医は、KMC内においては次の事項を順守するものとする。

- (1) KMC内の諸規程を順守する。
- (2) 利用に際しては、担当窓口で受付をしてから利用する。
- (3) KMCで知り得た患者の個人情報やカルテの内容を、主治医の承諾なしに患者や第三者に漏らさない。
- (4) 第 9 条に基づき発行された登録医証を必ず身に着ける。

（報酬等）

第 4 条 登録医制度を利用する登録医に対しては、その目的に鑑み報酬等は支給しない。

2 登録医制度の実施により生じた事故等については、別途協議のうえ対応する。

（事前登録）

第 5 条 登録医制度は、その利用にあたって事前に登録しなければならない。

2 登録医の登録期間は 1 年間とし、登録医、KMCの双方から特別に申し出がない場合は自動的に延長するものとする。

（登録名）

第 6 条 登録医制度の利用登録名は、医療機関名をもって登録するものとする。

（登録の対象医療機関等）

第 7 条 登録医制度において登録できる医療機関は、KMCと同じ二次医療圏に所在す

る医療機関とする。ただし、他医療圏から共同利用の希望がある場合はこの限りでない。

（登録の申請）

第8条 登録医制度の利用登録を行おうとする医療機関は、「登録医制度登録申請書」により北里大学メディカルセンター病院長（以下「病院長」とする）に申請するものとする。

2 病院長は、申請内容を審査し利用登録を承認する場合は「登録医療機関名簿」にその医療機関名称、所在地、制度を利用する医師の氏名等を登録するものとする。

（登録医認定証の発行）

第9条 「登録医療機関名簿」に登録された医療機関には登録証を発行する。また、必要時は登録医証（名札）を発行する。

（登録内容の変更）

第10条 「登録医療機関名簿」に登録された登録医等を追加変更する場合は、「登録医制度登録変更申請書」により変更を行うものとする。

（登録医証の返還）

第11条 登録の必要がなくなった医療機関等は、病院長にその旨を申し出し、登録証及び登録医証（名札）を返還しなければならない。

（登録の取り消し）

第12条 登録医等に医師として品位を損なう行為があったときは、病院長はその登録を取り消すことができる。

（開放型病床利用型制度の内容と利用）

第13条 開放型病床は、共同診療・指導を目的とした専用病床5床（5B病棟553号室）を設置する。ただし、開放型病床が満床の場合は、適宜、他の一般病床を利用する。

2 開放型病床は、登録医が優先的に利用できるものとする。

3 患者の在院日数は2週間以内を原則とする。

（共同診療・指導）

第14条 登録医は、開放型病床に紹介入院した患者については出来るだけ訪問し、KMC医師（主治医）又は看護師との共同診療・指導に努める。

2 共同診療・指導は、原則として平日の9時～17時とし、KMCの主治医又は看護師が同席するものとする。

3 登録医は、紹介入院した患者の診察、検査データを参照し、所定の用紙に治療上の所見・意見を記載する。

4 登録医は、各診療科部長及び主治医及び患者の了解を得て紹介患者の検査、カンファレンス等に同席することができる。

（診療責任）

第15条 開放型病床に入院中の患者の治療及び管理は、KMCの主治医の責任において行うものとする。

2 具体的な治療、検査の指示はKMCの主治医が責任を負う。

（紹介患者の入院・退院）

第16条 KMCは、登録医からの紹介入院については、満床の場合を除いて常時受入れられるものとする。なお、入院については双方が事前に患者の入院について了解し同意を得た後とする。

2 退院にあたりKMCの主治医は、登録医に診療情報提供書を交付し紹介するよう努めるものとする。他医療機関、介護保険関連施設に紹介する場合はあらかじめ登録医に連絡するものとする。

（登録医の来院）

第17条 登録医は来院前に、医療福祉支援センター地域医療連携担当に連絡のうえ来院する。

2 来院時は、医療福祉支援センターにて白衣と所定の登録医証を身に着け、医療福祉支援センターの職員が当該病棟まで案内する。

（医事紛争問題の解決）

第18条 KMCでの診療開始以後に「医療事故」が生じた場合は、原則としてKMC側がその解決にあたるが、KMCは登録医に紛争解決のための協力を要請することができる。

（医療機器利用型制度の内容）

第19条 登録医制度に登録された医療機関が、検査目的で紹介する患者の検査について、かかりつけ医である登録医とKMC職員がKMC内の医療機器を共同利用することにより、検査後のかかりつけ医の円滑な診療につなげることを目的とした共同利用をいう。

（利用できる対象者）

第20条 当該共同利用を利用できる医療従事者は、登録された医療機関の登録医とする。

（対象医療機器）

第21条 対象医療機器は以下とする。

- (1) コンピュータ断層撮影装置（CT）
- (2) 磁気共鳴画像装置（MRI）
- (3) 核医学検査（RI）
- (4) 放射線治療（リニアック）
- (5) 骨密度測定（DXA）
- (6) 胃部内視鏡

（施設利用型制度の内容）

第22条 KMCの図書室、研修室、会議室等を登録医療機関の医療従事者のために開放し、登録医療機関の医療従事者の研修活動等を支援するとともに、必要により連携を取り、地域として医療従事者の資質向上を図るための共同利用をいう。

（利用できる対象者）

第23条 登録医制度を利用できる医療従事者は、登録された医療機関の医療従事者とする。

（利用時の手続き等）

第24条 図書室の利用にあたっては、あらかじめ教務課に連絡し、所定の手続きを行い利用するものとする。

2 図書室の利用は、10時～17時とする。

（改廃）

第25条 この規程の改廃は地域医療支援病院運営委員の合意により行う。

（その他）

第26条 この規程に定めるほか、共同利用に関して必要な事項は地域医療支援病院運営委員会の意見、登録医の要望を踏まえて必要に応じて定める。

附則

この規程は、平成27年1月22日から施行する。

附則

この規程は、平成28年2月18日から施行する。

附則

この規程は、平成29年2月16日から施行する。